

# 令和6年度予算編成方針

令和5年11月  
安芸太田町

# 目次

■ はじめに ～経済状況と国の動き	1
■ 本町の財政状況と今後の見通し	1
■ 予算編成の基本方針	3
■ 予算編成の重点方針 2024	4
■ 予算編成日程	5
■ 要求基準	6
■ 特別会計及び企業会計に係る留意事項	6
■ 予算要求に際しての留意点（歳入・歳出項目）	7
【参考】令和4年度決算監査における監査委員の指摘事項（抜粋）	10
【参考】令和4年度決算審査特別委員会における委員長の指摘事項（抜粋）	11

## ■ はじめに～経済状況と国の動き

内閣府が公表した令和5年10月の月例経済報告においては、「景気は、緩やかに回復している。」としているものの、「先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種施策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」と指摘している。

このような景況を踏まえ、国は「人への投資の強化」、「投資の拡大と経済社会改革の実行」、「少子化対策・こども政策の抜本強化」、「包摂社会の実現」、「地域・中小企業の活性化」を推進し、「新しい資本主義」を加速させることで、裾野の広い成長と適切な分配が相互に好循環をもたらす「成長と分配の好循環」を目指すこととしている。

これら国の施策の動向を注視し、情報収集に努め、適切に対応していく必要がある。

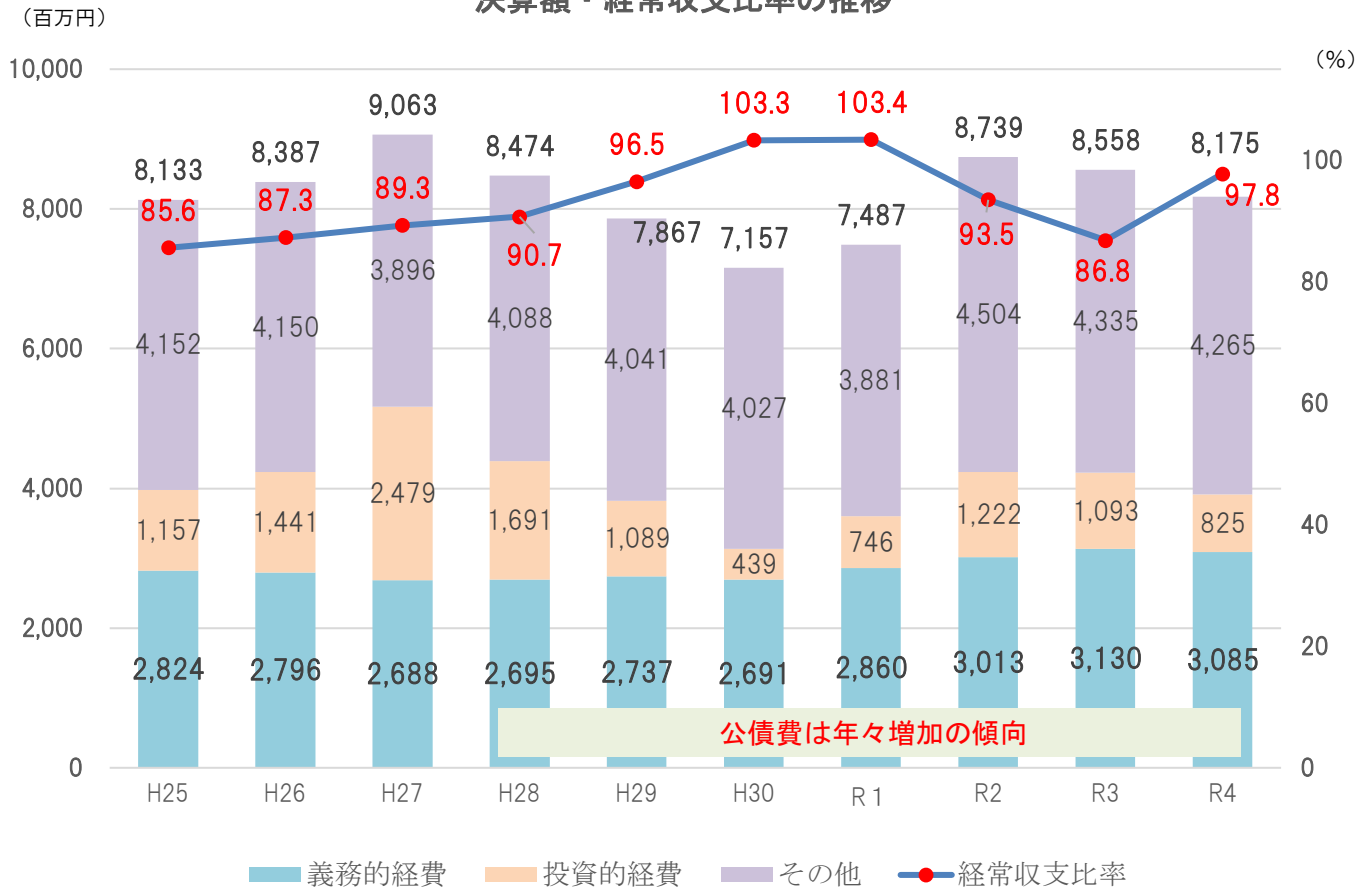
## ■ 本町の財政状況と今後の見通し

本町の財政状況については、人口減等による地方交付税の減少や学校統廃合をはじめとするこれまでの集中的かつ大型公共事業に伴う大規模な起債償還による公債費の増加等により、ここ数年間、財政調整基金を中心とした基金の取崩しによって不足額を補う予算編成となっており、大変厳しい財政運営にある。このような中、令和4年度においては、昨年に続き普通交付税の臨時経済対策費の追加交付や中期財政運営方針を踏まえた事業コストの縮減化等により、結果として財政調整基金の補填を伴わない決算収支にすることができた。ただし、決算数値における財政指標は、将来負担率が前年度19.6%から9.5%と一時的に改善したものの、実質公債費比率は前年度とほぼ横ばいの12.1%に、経常収支比率は86.8%から97.8%と11ポイント上昇（悪化）し、平成30年度、令和元年度の100%を超える水準に近づきつつある。また、財政力指数については、引き続き県内最低レベルの0.197となるなど、実態として財源の余裕や財政構造の弾力性がない状態が続いている。更に公債費については、令和4年度決算値で約12億72百万円となり、前年度に比べ約54百万円、率にして4.5%と6年続けて増加し、現状の起債残高は、約103億15百万円となっており、その償還は、令和6年度には13億円を超える見込みであり、今後数年間は高止まり傾向となっている。

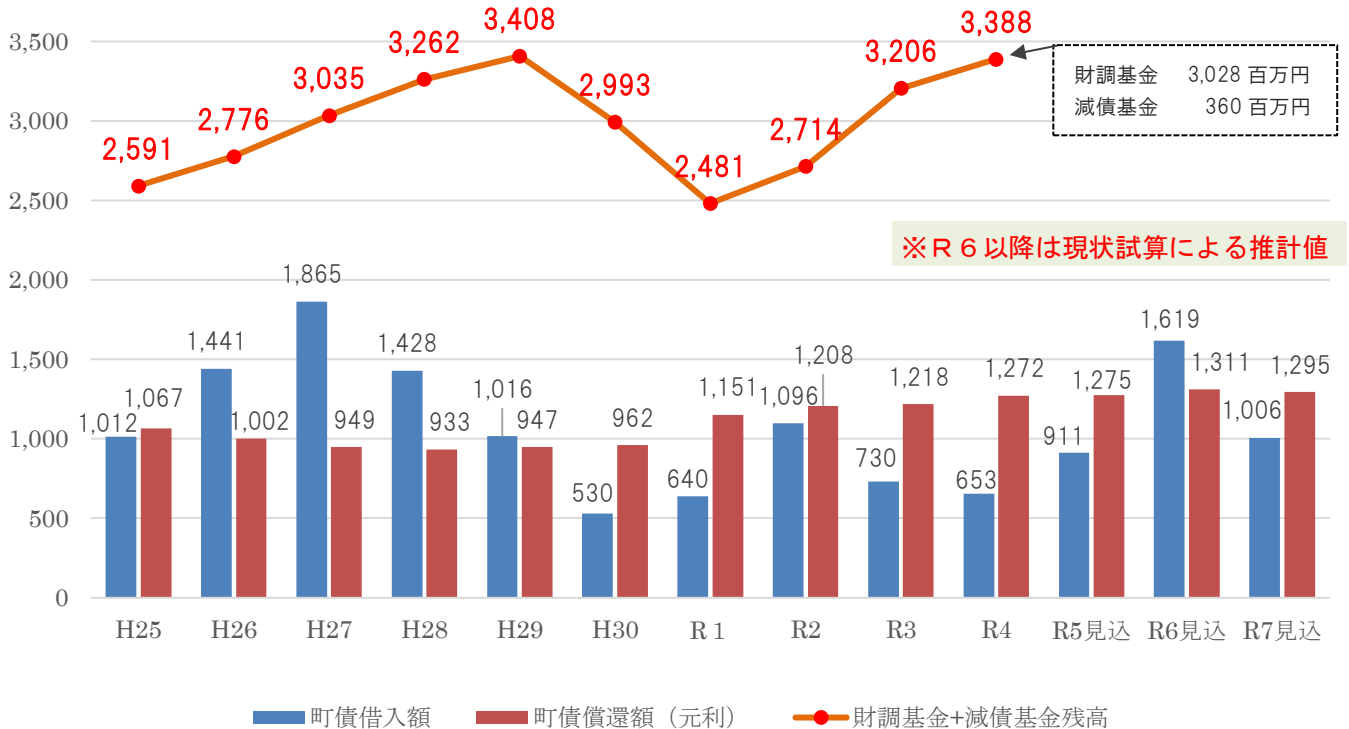
財政調整基金の残高は、令和4年度末で約30億2千万円となり、前年度と比べて約1億8千万円増加したものの、今後本格化する道の駅周辺再整備事業、定住促進賃貸住宅整備事業、加計スマートインターのフル化などの大型事業が控える中、多額の起債償還の負担増もあり、今後とも一層厳しい起債・基金管理による財政運営を行わなければならない。

こうした状況を踏まえると、新年度の予算編成においては、町の将来を見据えた真に必要な事業に投資をためらわない一方で、ふるさと納税の推進等をはじめとする歳入の確保に取り組むとともに、事業の選択と集中を高めながら義務的経費の抑制等を図り、持続可能な町財政の実現を目指さなければならない。

### 決算額・経常収支比率の推移



### 町債借入額・償還額（一般会計）推計



## ■ 予算編成の基本方針

新型コロナウイルス感染症が感染症法上において5類に位置付けられたことから、ここ数年間の新型コロナウイルス感染症対策は一段落していく一方で、物価高騰などの生活をめぐる環境やポストコロナにおける社会情勢の変化を的確に捉え、多様化するニーズに機動的に対応するとともに、人口減少対策などの各種施策を更なる賑わいや安心安全のまちづくりにしっかりと繋げていかなければならない。

また、令和6年度は、本町の第2次長期総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」）や第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」）の最終年度となるため、政策分野別に定めた各施策のこれまでの達成・実現状況の検証結果や決算状況等を踏まえ、「成果指向の行政運営」や「歳入予算規模に応じた事業編成」の更なる徹底を図り、関係施策・事業等を効率的・効果的に実施していく必要がある。加えて、予算要求にあたっては、前例踏襲的な考え方を改め、積算の段階からしっかりと精査するなど、財政の健全化及び持続可能な行財政運営に向けて、危機感・緊張感をもって臨むこととする。こうしたことを踏まえ、以下の項目に主眼を置き予算編成を行うこととする。

- (1) 第2次後期基本計画・第2期総合戦略に沿った戦略的かつ重点的な施策の展開
- (2) 環境変化に対応しうる行財政運営の推進
- (3) 事業の選択と集中、新規事業の提案・事業見直し
- (4) エビデンスに基づく効果的な政策形成と事業の構築・推進
- (5) 後年度財政負担の軽減（公債費等の抑制等）

### 《 継続的な取組事項等 》

- ◇ 要求額の精度の向上（計上漏れ、補正・流用及び不用額の縮減、特定財源の確保）
- ◇ 外部委託における範囲の精査・価格競争の徹底（委託業務の精査、契約事務の透明性）
- ◇ 役割分担の明確化と成果指標の共有（行政課題の解決に向けた部署間・政策間の連携）
- ◇ 議会、監査等の指摘への対応等（指摘事項の問題解消に向けた的確な対応）

# ■ 予算編成の重点方針2024

## 1 町政運営の基本方針2024

これまでの取り組みを振り返ったうえで、“自然”をキーワードに、“過疎を克服するまち”の実現に向けて、一段上のステージを目指します。

- 橋本町政4年間の取り組みを振り返った上で、引き続き人口減少対策を最優先課題として、施策の更なる進化を図る。
- これまでの取り組みによる経験を踏まえ、今後目指すべきまちづくりの方向性について、長期的な視点に立った新・長期総合計画を策定する。
- 引き続き公民連携やDX、情報発信、住民との協働等の工夫に努めるとともに、行政のスリム化に向けた取り組みにも力を入れる。
- 「コロナ」の扱いは変わったものの、国・県と連携しながら引き続き住民の生命・雇用・事業を守るための取り組みを進める。

## 2 予算編成の重点方針

### (1) 「住み続けたい、住んでみたい」まちづくりの継続

- ・UIJターンしたくなる住宅の整備
- ・「自然を活かした」魅力ある産業の育成
- ・デジタル技術を活用した生活環境の改善
- ・地域包括ケアシステムの更なる充実
- ・災害に強いまちづくりの推進
- ・地域の活性化に繋がる施設の整備

### (2) 新・長期総合計画を見据えて～次期計画への土台づくり～

- ・「自然を活かした」魅力ある産業の育成（再掲）
- ・“水”を活かしたまちづくり
- ・“自然”を活かした教育環境
- ・健康づくりを通じたまちづくり
- ・脱炭素社会・地域循環型社会

### (3) 行財政のスリム化

- ・デジタルトランスフォーメーション（DX）や公民連携への挑戦
- ・公共施設等個別管理計画のとりまとめ

### (4) コロナ対応

## ■ 予算編成日程

(1) 令和6年度当初予算編成の日程は次のとおりとする。

日 程	内 容
11月27日(目途)	令和6年度のコア・施策の基本方針、予算編成方針の提示
12月1日～20日	新年度当初予算要求書財務会計システム入力期間
12月中(随時)	戦略的重点事業ヒアリング ※特に協議が必要な事業のみ実施
12月21日～24日	財政とりまとめ処理 査定資料作成
12月25日～1月24日	総務課長・財政担当ヒアリング
1月25日～28日	総務課長・財政担当ヒアリング集計処理
1月29日～2月2日	町長・副町長査定(ヒアリング)
～2月16日	査定内示書の通知・各種予算議案の作成

※上記日程は予定であり、変更する場合がある。

(2) 並行する令和5年度補正予算編成の日程は次のとおりとする。

日 程	内 容
1月22日～1月31日	3月補正予算要求書財務会計入力期間
2月7日～2月9日	3月補正予算ヒアリング

※上記日程は予定であり、変更する場合がある。



## ■ 要求基準

要求区分	内 容	要求基準額
① 義務的経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人件費(報酬含む)に係る経費(新規事業は除く)</li> <li>○ 公債費に係る経費</li> <li>○ 扶助費(19節及び措置委託料のうち法定扶助に限る)に係る経費</li> <li>○ 法定等による義務的な繰出金に係る経費(人件費、公債費及び基準内繰出に限ることとし、詳細資料の作成が必要)</li> <li>○ 継続費、債務負担行為、長期継続契約に基づく経費</li> </ul>	※所要見込額 (必要量を厳格に見積もり、最小限の計上とすること)
② 法的義務負担経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法令等に基づく義務経費</li> <li>○ 国の法令等により支出が義務づけられた経費</li> </ul>	R4年度決算額、R5決算見込額を踏まえた所要見込額
③ 老朽公共施設保全活用経費	○ 公共施設の今後のあり方をしっかりと据えた上で、改修計画を整理したもののうち新年度執行が緊急性かつ効果の高い修繕改修であると町長が認めたもの	補助事業は年度計画明示額の範囲内で措置
	○ 計画化されていない維持修繕費は原則的に抑制	0円ベース
④ 戦略的重点指定枠	○ 第2次後期基本計画や第2期総合戦略の実施において、特に重点的に事業執行を行う必要がある事業(新規事業を含む)と町長が認めたもの(町長からの指定のあった事業)	※所要見込額 (要経費精査)
⑤ 投資的経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 普通建設事業費は年度計画に予定されていたものに限る</li> <li>※ 起債計画や財政推計に事前に反映してあること</li> </ul>	計画額のみ
⑥ その他の事業経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 上記要求区分①～⑤以外の事業経費等</li> <li>※物価高騰の影響により上昇する経費については、必要量を十分精査したうえで計上するものとする</li> </ul>	R5年度当初予算額の95%の範囲内で措置(関係事業費全体で換算)

## ■ 特別会計及び企業会計に係る留意事項

特別会計及び企業会計については、一般会計の編成方針に準じた予算編成とすることとし、それぞれの設置目的に沿った事業運営を進めるため、一層の合理化や効率化を進めた上で、自己財源の確保に努め、自律的な運営を求めていくこと。

特に一般会計からの「繰出金」については、人口減少に伴う税収、地方交付税の減額をはじめ、年々大幅に増え続ける公債費により、一般会計が厳しい財政状況におかれていることを踏まえ、安易に一般会計繰出金に依存しない財政運営に努め、公営企業会計のへ移行する中で、一層の経費節減や効率化を推し進め、独立採算の原則を堅持すること。



# ■ 予算要求に際しての留意点（歳入・歳出細目）

## （１）歳入に関する事項

歳入の見積りに当たっては、経済の状況、国・県の制度改正及び新たな経済対策を含む補助金・交付金の動向、前年度実績、法令等を十分に研究し、最大限の財源の確保(活用)を図ること。

さらに町有財産の有効活用や売却処理など、積極的に新たな財源の確保に努めるとともに、少額であっても見込める収入については、遺漏なく計上すること。また、負担の公平性の観点から債権確保に努め、さらなる収納率の向上に向け、なお一層の取り組みを強化すること。

科 目	予算要求上の留意点
① 町 税	令和４年度決算及び令和５年度の決算見込みを基に、最新の経済・景気動向を見極め、税制改正等にも注視し、予算割れすることがないように、確実に見込まれる収入を見積もること。 なお、町税は歳入の重要な財源であり、その収入状況は行財政運営に多大な影響を及ぼすことから、個人所得の状況、企業実績、制度改正等の動向を勘案し、的確な収入見込み額を計上すること。
② 使用料・手数料	町内の公平性を精査しつつ、関係法令等の動きを十分に踏まえた上で、適切な料金設定を基本に、必要な見直し等を行うとともに徴収率の向上を図ること。 なお、見直し等を行う場合は、近隣市町や国県の動向を掌握し、比較対比できる資料を作成すること。（特別会計・公営企業会計を含む）
③ 分担金・負担金	事業の性格、実施規模及び受益の程度等を十分に検証し、適正な費用負担を原則とし、他市町の実態等も調査の上、確実な見込み額を計上すること。
④ 国・県支出金	各種法令や制度改正など、補助対象事業の新採択要件に注視し、可能な限り補助財源の確保に積極的に努めること。（補助金の打ち切りや補助率の縮小があった場合は、原則、事業の打ち切りや縮小を行うこと） 特に新規案件については、その対象事業の内容等を見極め、後年度の一般財源負担にも留意し、その必要性や事業効果等について十分に検討すること。
⑤ 交付税・譲与税 各種交付金	国が定める地方財政計画やその動向を十分精査・検討の上、不足額が生じないように適切に見込むこと。
⑥ 町 債	世代間の負担公平性という趣旨を踏まえ適切な活用を図ることを原則に公債費を超えないレベルに抑えることを目標に、地方債残高の縮減に努めていく。 事業費要求に当たっては、適債の検証と対象事業費の精査（特に新たなハード整備や改修については、その投資に見合う施設管理計画の明示前提）を十分に行った上で、過疎計画など起債根拠となる計画の内容を確認し（未計上の場合は企画課と調整）、計画の変更議決を当初予算と並行して行うこと。
⑦ 財 産 収 入	財産収入については、現況を的確に把握し、財源の確保に努めること。 特に遊休資産の処分については、財政健全化の基本的な取組事項と位置づけ、速やかに売却や解体を進め、加えて有効活用について幅広く検討すること。
⑧ 基 金 繰 入 金	財政調整基金の繰入を極力抑えることを厳とする。仮に新規事業等の財源確保において、国・県補助金や起債では賅えない部分が生じる場合は、特定目的基金と併せて、総務課財政担当と協議して充当することとする。
⑨ その 他 諸 収 入	ふるさと納税のさらなる推進や広告・看板収入等の募集など、新たな財源確保に向けた取組については、これまで以上に、各所属の創意工夫の中で積極的に推進し、確保可能な収入について漏れなく計上すること。なお、年度途中で科目を追加して収入処理をしているもので継続的な収入については当初予算に必ず計上すること。

## (2) 歳出に関する事項

歳入に見合った歳出が予算の基本であるという認識のもと、各種施策の優先順位についての更なる事業の選択と集中を図り、後年度に負担を強いることのないよう、歳出の抑制に努めること。

また、物価高騰の影響により燃料費、光熱費、維持補修費などの経常経費が高騰し、歳出総額に占める経常経費の割合が高まることから、先例にとられることなく、各事業はゼロベースから見直し、廃止・縮小を念頭に事務事業の徹底した見直しによる整理合理化を積極的に進めること。

### (ア) 科目別要求基準

科目	予算要求上の留意点
① 人件費	<p>人件費については、厳しい財政状況を鑑み、継続的な縮減の取組が必要であり、定員管理計画（第4次計画）に則り、各所属においては、適切な事務改善や事業見直しを行い、特に時間外勤務については、効果的な縮減策を講じること。</p> <p>積算に当たっては、人事院勧告と採用計画を反映すると共に行政コストという意識をもって計上すること。また、非常勤特別職については、業務内容等を精査して要求すること。</p>
② 普通建設事業費	<p>財政状況を鑑み、全体の事業費が抑制されるよう、優先順位の見極めを前提に、執行すべき事業量の調整を行うなど計画性をもって要求すること。特に施設の建設や改修などの新規事業については、事業の必要性や規模、後年度コストなどを明示した事業計画を作成するとともに、本町公共施設等総合管理計画との関係・位置づけを明示すること。</p> <p>継続事業についても、後年度事業計画を明示し、具体的な諸計画（規模の根拠・収支計画・財源内訳・住民ニーズ等）を添付すること。</p> <p>※建物や機械設備の大修繕、改築等 130 万円以上は、「工事請負費」へ計上すること</p>
③ 物件費	<p><b>■ 総額で令和5年度当初予算比「10%減」とすること。</b></p>
報償費	<p>謝礼、記念品、参加賞等については、その意義や目的に照らして形骸化しているものや職員が講師対応できるものは、全てゼロ査定とする。</p>
旅費	<p>必要最小限の日程・人数にとどめるとともにWEB環境を積極的活用も検討を行い、極力節減に努めること。実務研修等については、職員資質の向上、スキルアップ効果を具現化すること。効果的な県外出張は認めることとするが、当初計画を必ず明示すること。有料道路通行料（ETC料金）については、片道利用を前提として計上すること。</p>
需用費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「消耗品費」は、前年度比で最大限の抑制を図る要求とすること。</li> <li>・「燃料費、光熱水費」は、前年度決算数値や経済動向を基に精査し、節減に努めること。</li> <li>・「食糧費」は、講師等は報償費への転換とし、原則認めない。</li> <li>・「印刷製本費」は、重複抑制や非効率なものの廃止など、先例にとられることなく抜本的な見直しを図り、行政文書も広報誌やカレンダーへの掲載やホームページの積極的活用を図ること。</li> <li>・「修繕料」は、数年間の決算額を基に、計画性をもって適正額を要求すること。予期しない緊急修繕対応の考え方も、数年間の所要額を精査する中で、積算根拠を示すこと。</li> </ul>
委託料	<p>指定管理委託業務の再点検や実績報告、町内民間企業の受注機会の創造や業務内容・金額ともに効果を十分精査し、徹底した見直しを図り経費の抑制に努めること。</p>
役務費	<p>通信費は実務的な抑制に努めるとともに、保険料の精査、実績のない手数料等は削減すること。</p>
備品購入費	<p>投資的経費を除き、極力、予算要求は行わないこと。また年度末に購入するなど、積極的活用が認められない実態があるものは、ゼロ査定とする。</p>
使用料及び手数料	<p>事務機器・電話機等の新規リース料は、一括契約でコピー機等の見直しや更新を実施しており、総務課と必ず協議して的確な額を計上すること。なお、コピーパフォーマンス料の抑制を図るため、不必要なコピーを避けたり、資料の簡略化やペーパーレスを実施すること。また、借地などの土地賃借契約については、事業の継続、必要性を検討し期限を定めた非継続の契約形態に見直すなど必要経費の最適化に努めること。</p>

④ 負担金補助及び交付金	町費単独の負担金、補助及び交付金は、社会情勢や事業執行状況を踏まえ、補助目的、事業内容、事業効果やニーズ等を精査し、制度の継続性を整理し、必要に応じて補助率等の見直しを検討すること。 特に新規の補助事業等については、補助目的・補助対象を明確にし、町の役割の明確化と事業効果を十分精査して制度化を検討すること。
⑤ 扶 助 費	過去2年分の決算額及び令和5年度決算見込額を対比し、対象者の動向を把握し、過大見積とならないよう的確に要求すること。特に法定外の町単独で行う給付については、定住対策・子育て支援の実態や効果を十分に調査・検討し、変更する場合は新規事業として、前もって提出すること。また、国・県補助金の翌年度償還金と比べ過大な枠要求は認めない。
⑥ 償 還 金	決算実績を踏まえ、特に2～3月に精算処理を行うものについては、年度平均額や対象者数の動向を見据えて見込額を基金繰入金とともに計上しておくこと。
⑦ 繰 出 金	企業会計においては、独立採算性を基本とし、基準外繰入分は十分精査の上で要求すること。
⑧ 公 債 費	起債管理システムを基に、元金及び利子の計算を行い、必要額を計上すること。
⑨ 予 備 費	一般会計は2,000万円とする。特別会計においては、突発的修繕費など緊急対応に必要とする額を基金繰入金とセットで予備費枠を増額しても差し支えない。

#### (イ) 歳出共通事項

- ① 法令に基づく事業は法令の根拠を明確にすること。
- ② 算出根拠のない要求（一式〇〇万円等）は認めない。
- ③ 財源内容を明確にすること。混在する場合は、財務会計の予算要求項目毎の文頭に【国補助】【県補助】【単町】など、明確に記載しておくこと。
- ④ 当初予算の要求もれによる補正や流用が増加傾向にあることから、過去の流用調書も精査して、要求もれがないように留意すること。
- ⑤ 外部団体等に関連する予算要求についても、本町の予算編成方針を徹底すること。
- ⑥ 継続事業において、決算審査や指摘のあった事業は、見直しに係る詳細な改善計画を提示すること。改善が見られない場合は、スクラップ事業扱いとする。

#### (ウ) 特別会計に関する事項

特別会計の予算編成に当たっては、基本的に、一般会計の基準と同様に行うものとするが、個々の会計の目的や性格を再度認識し、自己財源の確保を図り、法令上特に定めのあるもの及び繰出し基準に定めるものなど、制度上の繰入金を除き、財源不足を安易に一般会計に求めることなく、事業の徹底した見直しと事業収入の確保に努めること。

#### (エ) その他

**要求額の集計後に減額目標に達しない場合は、別に予算減額を提示する。**



## 【参考】令和4年度決算監査における 監査委員の指摘事項（抜粋）

### 1 翌年度繰越額について

令和4年度の翌年度繰越額は279,084千円であり、前年度と比較すると184,219千円減少している。改善はみられたが、各所管課において適正な執行計画に基づき、事業の進捗状況の把握と効果的な進行管理の徹底を継続され、原則である予算の年度内執行を図られたい。

### 2 収入未済の解消に向けた徴収業務について

令和4年度における収入未済額を前年度と比較すると、一般会計では特に、町税、諸収入、特別会計では特に、国民健康保険税が増加しているため、原因の究明・分析を行い、引き続き未収金の徴収に努められたい。

### 3 ふるさと納税の推進について

令和4年度においては、納税サイトも拡充して、ふるさと応援寄付金が151,282千円、企業版ふるさと納税が9,300千円、合計160,582千円で過去最高額を更新されていた。

主要施策の成果指標である、令和6年度の最終目標寄附額250,000千円の達成に期待する。

### 4 指定管理者の業務報告の聴き取り等について

令和3年度においても付記したが、特に収益施設における施設を指定管理者に業務委託している場合、その業務が効果的かつ指定書通りになされているかを施設管理の適正を期するため、指定管理者に管理業務及び経理状況を担当課において定期的に又は必要に応じて報告を求め、さらに実地調査等行うなど状況確認を今後も継続されたい。

### 5 働き方改革の推進について

職員の事務量は、基礎的自治体における事務の増加、行政ニーズによる増加によって年々増してきているところである。今後とも定員の適正化、職員の健康維持、長時間労働の解消に向けた取組みを求められるが、業務効率の改善に向けた方策として、DX（デジタル・トランスフォーメーション）を活用した業務改善にも取組まれたい。

### 6 公共施設等の管理計画の推進について

町有財産の維持管理にかかる経費の削減に向け、行政財産においては個別活用を検討などをされ、普通財産においては適切な貸付や売却処分を引続き実施されたい。

### 7 公営企業会計への移行について

簡易水道事業会計・農業集落排水事業会計・特定環境保全公共下水道事業会計の3会計は、令和6年度より公営企業会計に移行されるため、移行支援事務・公営企業会計システムの構築など、計画的な移行作業を進められたい。

### 8 加計高校の支援について

加計高校生徒寮、黎明館が令和4年3月に整備され、令和4年度の入学者も増加し、成果を上げていることについて評価したい。加計高校の存続を目指し、引続き支援をされたい。

### 9 教育のICT化について

GIGAスクール構想により、令和3年度から「一人1台端末」の運用が開始され、授業での端末の利活用、家庭への持ち帰り、オンライン授業配信などの取組みがされていた。

教育環境における、ICT活用の成果に今後も期待したい。

### 10 地域商社の取組み推進について

町内外でマルシェの開催、県内飲食店や製造会社への地元製品の営業による販路拡大、地域商社あきおたオンラインショップにおける旬の野菜を中心とした販売促進といった取組みなど、堅調な推移がみられた。地域DMO、道の駅運営などの取組みを加速させ、更なる地域経済の活性化に向けて、引続き取組まれたい。

# 【参考】令和4年度決算審査特別委員会における 委員長の審査報告（抜粋）

## 1 財政状況について

本町の財政状況では、昨年に引き続き、普通交付税の臨時経済対策費の追加交付や中期財政運営方針を踏まえた事業コスト縮減化等により、令和4年度においても財政調整基金の補填を伴わない決算収支であった。しかし、経常収支比率では、86.8%から97.8%と11ポイント上昇し、昨年度よりも財源的余裕や財政構造の弾力性においての悪化がみられた。今後も公債費の高止まり、今後控えている大型事業といった財政調整基金に頼らざるを得ない財政運営が続くことも予想される。

令和4年度の主な補正予算では、新型コロナウイルス対応関連事業で住民税非課税世帯等臨時特別給付金として349万1千円、子育て世帯臨時特別給付金として565万円、ワクチン接種関連の委託料等として3,550万8千円、自宅療養者支援物資配送委託料として50万円、地域通貨morica利用促進事業として834万円であった。

令和4年度の実質収支（歳計剰余金）は2億9,307万6千円であり、昨年度の3億5,916万1千円に比べれば、6,608万5千円の減となったものの、黒字決算となった。その反面、病院事業会計のほうでは、収益合計19億9,576万円に対し、費用が20億38万5千円で462万5千円の赤字決算となっている。

## 2 事業状況について

令和4年度事業では、国の新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金等を活用し、令和4年5月に策定した「安芸太田町DX推進計画」に基づき、商工会とも連携しながら、全ての町民に7千円分の地域通貨マネーを付与したペアカード「morica」を配付する取組みを、昨年12月に開始した。

コロナ禍により町内の商店等は、売上げの減少や銀行支店などの撤退により、厳しい経営状況に追い込まれる中、約70店舗が加盟店として参画し、地域の経済循環に取組み、定額タクシーでは、キャッシュレス決済だけでなく、利用データの分析、事務の効率化が進められ、さらに、スマホアプリとの連携で、加盟店からのクーポン受信やマイナンバーとの連携によって、行政情報の確認など、その活用が広がることを期待している。

令和4年度の「morica」に係る事業費は、約1億600万円で、本年8月末までのチャージ額は、7,800万円、利用金額は1億3,700万円となっており、デジタル技術を活用したDXの取組みは、経済構造や働き方に大きな変革をもたらすとともに、地域の暮らしを支え、より便利で快適なものにする大きな可能性を秘めており、今回の取組は高く評価する。